

資料

No. 1

雇用保険の財政運営関係資料

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251
うち失業等給付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884
支出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275
差引剰余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998

(単位：億円)

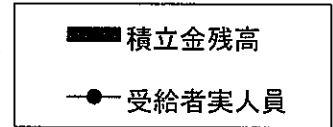
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (補正後)	22年度	
									概算要求(8月)	概算要求(10月)
収入	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	16,665	23,495	26,496
うち保険料収入	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	13,697	20,048	20,408
うち失業等給付に係る 国庫負担金	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	2,387	2,942	5,583
支出	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	24,618	29,174	30,159
差引剰余	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 7,952	▲ 5,680	▲ 3,663
積立金残高	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	47,868	42,189	44,206

(注) 1. 21年度及び22年度の予算の「支出」には、予備費(21' 720億円、22' 要求(8月) 1,360億円、22' 要求(10月) 1,430億円)が計上されている。

2. 積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。

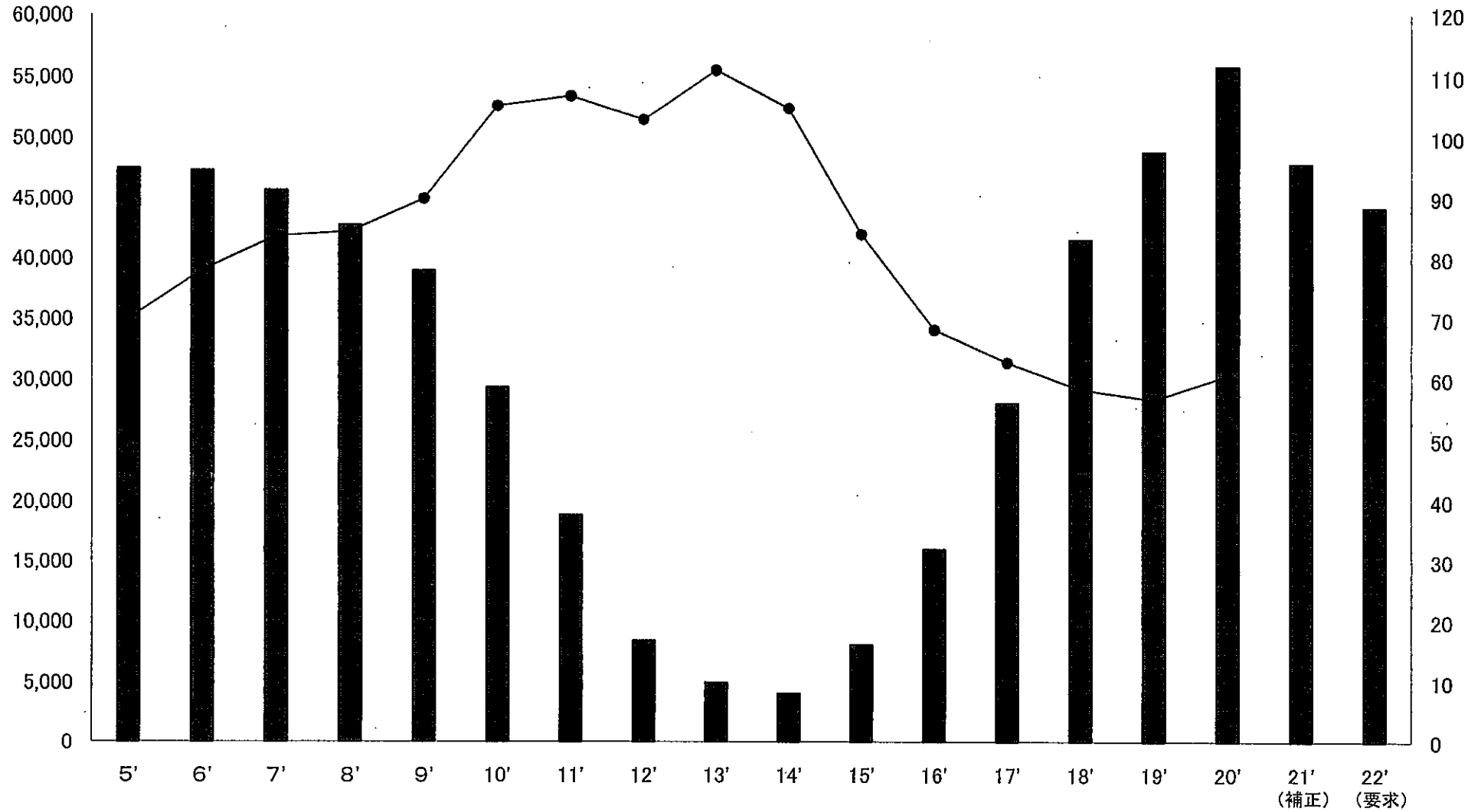
3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

積立金残高と受給者実人員の推移



積立金(億円)

実人員(万人)



雇用保険二事業（三事業）関係収支状況

(単位：億円)

	18年度	19年度	20年度	21年度 補正後予算	22年度	
					概算要求（8月）	概算要求（10月）
収 入	5,401	5,168	5,230	5,203	5,143	5,234
支 出	3,578	3,195	5,649	11,911	8,007	7,640
雇用安定事業	1,448	1,846	4,362	10,170	6,162	5,965
能力開発事業	1,345	1,294	1,262	1,548	1,501	1,331
雇用福祉事業	773	-	-	-	-	-
差 引 剰 余	1,823	1,972	▲ 419	▲ 6,708	▲ 2,863	▲ 2,406
安 定 資 金 残 高	8,706	10,679	10,260	3,552	689	1,146

- (注) 1. 雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置として、平成19年度予算51億円（決算44億円）、平成20年度予算19億円（決算18億円）、平成21年度予算9億円、平成22年度概算要求（8月）8億円、同要求（10月）7億円が計上されている。
2. 21年度、22年度の「支出」には、予備費（21' 170億円、22' 要求（8月及び10月）330億円）が計上されている。
3. 安定資金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において雇用安定資金として組み入れるべき額が含まれている。
4. 数値は、それぞれ四捨五入している。

雇用保険料率の弾力条項について

1. 雇用保険料率は、原則19.5/1000（失業等給付分:16/1000(労使折半)、二事業分:3.5/1000(事業主負担)
2. 財政状況に照らして一定の要件を満たす場合には、雇用保険料率を大臣が変更可能。(弾力条項)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引下げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 12/1000 \text{まで})$$

$$1 > \frac{((\text{保険料収入} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末積立金}}{\text{失業等給付費}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引上げ可能} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 20/1000 \text{まで})$$

{ ※ 20年度決算額による計算 = 4.70 → 平成22年度の保険料率を12/1000まで引下げ可能 }

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{保険料収入} - \text{二事業に要する費用}) + \text{当該年度末雇用安定資金}}{\text{二事業に係る保険料収入}} \Rightarrow \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料率} \\ \text{引下げ} \\ \hline \end{array} \quad (\rightarrow 3/1000 \text{まで})$$

{ ※ 20年度決算額による計算 = 1.66 → 平成22年度の保険料率は3/1000まで引き下がる }

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法 の規定による失業等給付の額(以下この項において「失業等給付額」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十五・五から千分の二十三・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。))については千分の十七・五から千分の二十五・五まで、同号に掲げる事業については千分の十八・五から千分の二十六・五まで)の範囲内において変更することができる。

雇用保険二事業に係る弾力条項

8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法 の規定による雇用安定事業及び能力開発事業に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至つた場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率 (基本手当)
		失業等給付保険料率 (労使折半)	二事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		↓

雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	↓
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	↓
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	↓
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	↓
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($20.0\% \times 0.7$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓
(平19)	$\frac{15.0}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (弾力)	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	13.75% ($\frac{1}{4} \times 0.55$)
(平21)	$\frac{11.0}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	↓

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

総括表

失業等給付の財政収支の試算（平成21年度～平成26年度）

雇用情勢	支出水準	保険料率		国庫負担 (22年度以降)	備考
		(22年度)	(23年度以降)		
<p><u>ケースA</u></p> <p>※ 支出が22年度概算要求ベースで推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値)</p>	<p>・21年度 - 21年度補正後予算</p> <p>・22年度 - 22年度概算要求</p> <p>・23年度 - //</p> <p>・24年度 - //</p> <p>・25年度 - //</p> <p>・26年度 - //</p>	1.2%	法定料率1.6% (弾力倍率1未満の場合2.0%まで引き上げ可能)	原則 (1/4)	(ケースA)
				現行 (1/4×0.55)	(ケースA -2)
<p><u>ケースB</u></p> <p>※ 支出が22年度以降、さらに悪化(約3千億円増)で推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値)</p>	<p>・21年度 - 21年度補正予算</p> <p>・22年度 - 22年度概算要求 + 3千億円増</p> <p>・23年度 - //</p> <p>・24年度 - //</p> <p>・25年度 - //</p> <p>・26年度 - //</p>	1.2%	法定料率1.6% (弾力倍率1未満の場合2.0%まで引き上げ可能)	原則 (1/4)	(ケースB)
				現行 (1/4×0.55)	(ケースB -2)
<p><u>ケースC</u></p> <p>※ 支出が22年度以降、極端に悪化(約6千億円増)で推移するケース</p> <p>「1000分の1当たり保険料収入」は22年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値)</p>	<p>・21年度 - 21年度補正予算</p> <p>・22年度 - 22年度概算要求 + 6千億円増</p> <p>・23年度 - //</p> <p>・24年度 - //</p> <p>・25年度 - //</p> <p>・26年度 - //</p>	1.2%	法定料率1.6% (弾力倍率1未満の場合2.0%まで引き上げ可能)	原則 (1/4)	(ケースC)
				現行 (1/4×0.55)	(ケースC -2)

ケースA

失業等給付の収支試算

(22年度概算要求見直し (適用拡大、国庫負担原則率) ベース)

(単位：億円)

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (要求)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
収入	22,896	16,665	26,496	32,183	31,010	29,891	28,824
支出	15,907	24,618	30,159	31,095	31,095	31,095	31,095
差引剰余	6,989	▲ 7,952	▲ 3,663	1,088	▲ 85	▲ 1,204	▲ 2,272
積立金残高	55,821	47,868	44,206	45,294	45,209	44,005	41,733
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	1.56倍	1.71倍	1.67倍	1.59倍	1.47倍

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (要求)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

(注1) 収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求額、23年度以降は1000分の1当たり保険料(22'要求ベース)×保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

(注2) 保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6%(過去10カ年最低値)ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースA-2

失業等給付の収支試算（ケースAベース）
 （国庫負担が現行（13.75%）のまま推移するケース）

（単位：億円）

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
収入	22,896	16,665	23,984	29,565	28,392	27,273	26,206
支出	15,907	24,618	30,159	31,095	31,095	31,095	31,095
差引剰余	6,989	▲ 7,952	▲ 6,175	▲ 1,530	▲ 2,703	▲ 3,822	▲ 4,889
積立金残高	55,821	47,868	41,693	40,163	37,461	33,639	28,749
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	1.38倍	1.44倍	1.30倍	1.13倍	0.92倍

	20年度 （実績）	21年度 （補正後予算）	22年度 （試算）	23年度 （試算）	24年度 （試算）	25年度 （試算）	26年度 （試算）
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

（注1） 収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求ベース、23年度以降は1000分の1当たり保険料（22'要求ベース）×保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースを固定して計上している。

（注2） 保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6%（過去10カ年最低値）ずつ減少すると仮定して計算している。

ケースB

失業等給付の収支試算

(支出が22年度概算要求見直し額からさらに悪化 (約3千億円増) して推移するケース)

(単位：億円)

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
収入	22,896	16,665	27,246	32,933	31,760	30,641	29,574
支出	15,907	24,618	33,159	34,095	34,095	34,095	34,095
差引剰余	6,989	▲ 7,952	▲ 5,913	▲ 1,162	▲ 2,335	▲ 3,454	▲ 4,522
積立金残高	55,821	47,868	41,956	40,794	38,459	35,005	30,483
弾力倍率	4.70倍	1.83倍	1.26倍	1.33倍	1.22倍	1.08倍	0.90倍

	20年度 (実績)	21年度 (補正後予算)	22年度 (試算)	23年度 (試算)	24年度 (試算)	25年度 (試算)	26年度 (試算)
保険料率	1.2%	0.8%	1.2%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%

(注1) 収入は、20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度は概算要求ベース、23年度以降は1000分の1当たり保険料 (22' 要求ベース) × 保険料率を主として算出しており、支出は20年度は決算見込額、21年度は補正後予算額、22年度以降は概算要求ベースに支出が3千億円増加すると仮定して計上している。

(注2) 保険料率は22年度は1.2%、23年度以降は法定料率に戻ると仮定して計算している。また、1000分の1当たり保険料は、22年度以降▲4.6% (過去10カ年最低値) ずつ減少すると仮定して計算している。